

区民委員会報告資料

令和6年11月12日

報告事項件名	頁
1 4 公金のスマホ決済アプリでの納付の拡充について	2
2 足立区納付案内センター業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について	4
3 マイナンバーカードの特急発行・交付について	8
4 後期高齢者に係る資格確認書の職権交付の取り扱いについて	10

(区 民 部)

区民委員会報告資料

令和6年11月12日

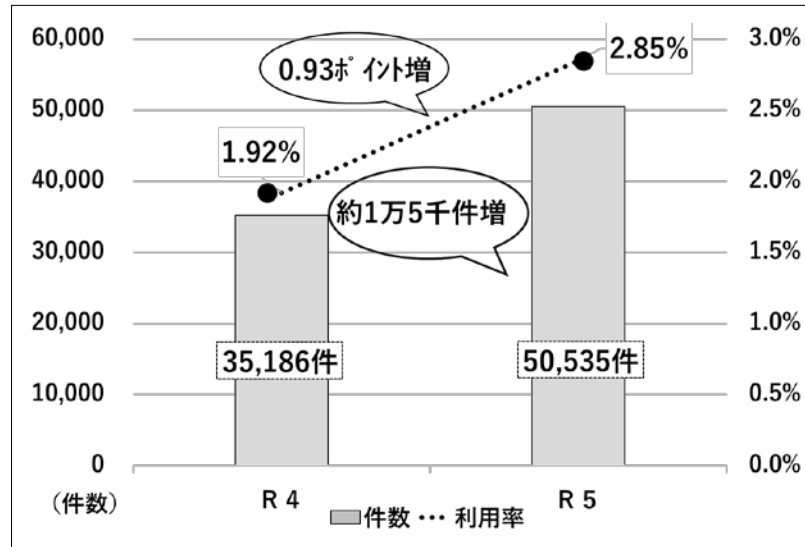
件名	4 公金のスマホ決済アプリでの納付の拡充について
所管部課名	区民部納税課 国民健康保険課、高齢医療・年金課、福祉部介護保険課
内 容	現在、4 公金（税・国保・後期高齢者医療保険・介護保険）では7つのスマホ決済アプリを導入している。さらなる区民の利便性向上のため、令和7年4月からアプリを2つ追加する。
	1 追加するスマホ決済アプリ
	『PayB』『楽天銀行』

4 費用 追加料金なし

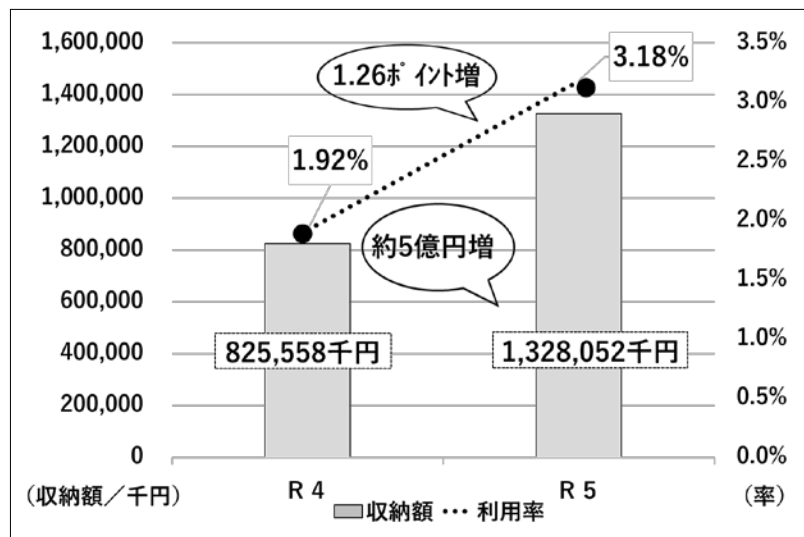
- (1) 手数料等（収納代行事業者「NTTデータ」委託契約料金）
ア 年間利用料（基本料金） 4課合計約1,000,000円
イ 納付1件あたり手数料 68.2円
- (2) 業務システム改修費用
新たな費用の発生は無い。

5 利用状況（電子マネー・モバイルレジ 4公金合計）

(1) 件数



(2) 収納額



6 今後の方針

令和7年4月の開始に向け、契約事務及び区民への周知を着実に進める。あだち広報・国保だより・長寿医療だより・介護だよりや、ホームページ・ツイッター・フェイスブック等に掲載するほか、郵送する納付書にチラシも同封する。

区民委員会報告資料

令和6年11月12日

件名	足立区納付案内センター業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について											
所管部課名	区民部特別収納対策課											
内容	足立区納付案内センター業務委託選定委員会におけるプロポーザル方式による審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので、以下のとおり報告する。 1 業務名 足立区納付案内センター業務委託 2 業務の概要 (1) 業務内容 住民税や国民健康保険料等の滞納防止や自主納付の動機付けや納期限を経過した対象者と早期に接触するため、電話や訪問、SMSによる納付勧奨や口座振替勧奨等を行う。 (2) 対象債権 <table><tr><td>① 特別区民税・都民税</td><td>⑥ 介護保険料</td></tr><tr><td>② 軽自動車税</td><td>⑦ 保育料</td></tr><tr><td>③ 国民健康保険料</td><td>⑧ 育英資金償還金</td></tr><tr><td>④ 後期高齢者医療保険料</td><td>⑨ 東京都母子及び父子福祉貸付金</td></tr><tr><td>⑤ 学童保育室保護者負担金</td><td>⑩ 応急小口資金貸付金</td></tr></table>		① 特別区民税・都民税	⑥ 介護保険料	② 軽自動車税	⑦ 保育料	③ 国民健康保険料	⑧ 育英資金償還金	④ 後期高齢者医療保険料	⑨ 東京都母子及び父子福祉貸付金	⑤ 学童保育室保護者負担金	⑩ 応急小口資金貸付金
	① 特別区民税・都民税	⑥ 介護保険料										
② 軽自動車税	⑦ 保育料											
③ 国民健康保険料	⑧ 育英資金償還金											
④ 後期高齢者医療保険料	⑨ 東京都母子及び父子福祉貸付金											
⑤ 学童保育室保護者負担金	⑩ 応急小口資金貸付金											
	3 特定した相手方 (1) 事業者名 株式会社アイティフォー（現事業者） 代表者 佐藤 恒徳 (2) 所在地 千代田区一番町21番地 4 申込事業者数 3事業者（1者辞退） 5 現在の受託者 株式会社アイティフォー 6 提案価格 55,014,905円（税込） 7 業務期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※ なお、毎年度、評価委員会において事業評価を行い、履行状況が良好な場合1年を1単位として、2回を限度（最長3年）の随意契約を可能とする。											

8 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント

- (1) SMSによる勧奨は、効果的であるという区の考え方と一致している。加えてSMSの外国語対応（英語、中国語、韓国語、ベトナム語）にも積極的に取り組む姿勢がうかがえる。
- (2)「職場改善アンケート」を従事者に年2回実施し、退職率の低減に取り組もうとしており、従事者の確保・定着やサービスの品質向上により、安定した業務運営が期待できる。

9 特定までの経緯

(1) 公募期間

令和6年7月23日から令和6年8月5日まで

(2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

	開催日	内容	審査事業者数
第1回	7月22日	選定方法や評価項目等の確認	—
第2回	9月6日	第一次選考（提案証提出者の選定：書類選考）	3事業者
第3回	10月15日	第二次選考（事業者の特定：プレゼンテーション、ヒアリング）	2事業者

イ 委員構成（計5名）

	氏名	役職等
学識経験者	酒井 雅男 【委員長】	弁護士 銀座ヒラソル法律事務所
	脇本 利紀	大学教授 日本大学経済学部 大学院経済研究科
	上村 裕子	税理士 東京都税理士会 西新井支部
区 民	田中 礼子	民生・児童委員 第三合同6地区会長
区職員	田ヶ谷 正	区民部長

ウ 審査項目及び審査結果

添付資料「足立区納付案内センター業務委託提案書提出者選定結果（第一次）及び提案書特定結果（第二次）」のとおり

10 今後のスケジュール

- (1) 令和7年3月上旬 契約請求
- (2) 令和7年4月1日 業務開始

足立区納付案内センター業務委託プロポーザル提案書提出者選定結果（第一次）

	評価項目				A 者	(株)アイ ティフォー	C 者
	評価項目	評価の視点	指標	最高点 (５名の委員合計)			
1	経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、売上高	50	30	50	30
2	業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者数 責任者の配置等	150	102	114	108
3	履行保証力	履行保証の面で心配がないか	自己資本比率	25	15	25	15
4	瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか	賠償責任保険の加入状況 社内監査等の防止措置	50	32	34	34
5	業務執行 技術力	当該業務を遂行するために必要 な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績	150	150	150	96
6	地域精通度	業務対象エリアの特殊情報を熟 知しているか	足立区と類似する環境や資源を持 つ自治体での実績	50	38	46	42
7	社会的貢献度	社会的貢献度・地域貢献度があ るか	ISO27000等の取得状況、WLB（ワーク・ラ イフ・バランス）、えるぼし認定企業、 くるみんマーク認定企業等	25	19	19	19
合 計				500	386	438	344
	区内業者	区内に本店のある業者+25 区内に本店はないが区内に支店のある業者+15			—	—	—
総合計					386	438	344
平均点					77.2	87.6	68.8

※平均点60点以上を提案書提出者とする。

3者選定

足立区納付案内センター業務委託プロポーザル提案書特定結果（第二次）

	評価項目				A 者	(株)アイティフォー	C 者
	評価項目	評価の視点	指標	最高点 (5名の委員合計)			
1	業務の理解度	業務の理解度は十分か	業務実施の方針内容	100	辞 退	88	76
2	業務遂行力	業務を遂行する体制は妥当か	業務の運用体制、業務の兼務や応援体制の考え方、繁忙期等の対応	100		88	72
3	提案内容の 的確性	業務の実施手順・内容は妥当か	業務フロー、業務スケジュール、業務マニュアルの種類、年間件数を達成するための方法・手順	100		80	80
		独創性かつ実現性があるか	外国人対応や収納率を向上させるための独自の提案や創意工夫	50		42	38
4	コスト	コストは妥当か	見積り提示フォーマットによる	50		10	10
5	法令遵守	個人情報保護・情報セキュリティに関する対策を講じているか	個人情報保護や情報セキュリティに対する取り組みや管理・徹底方法及び対応方法は妥当か	50		40	32
6	説得力	提案書が分かり易く、説明に説得力があるか、論理的か	プレゼンテーションにおける説明能力や業務への意欲、論理性、態度、資料の正確性等	50		42	36
	協調性	冷静に議論できるか					
	資料調整力	打合せ資料・報告書が分かり易いか					
合 計				500	—	390	344
	区内業者	区内に本店のある業者+25 区内に本店はないが区内に支店のある業者+15				—	—
総合計					—	390	344
平均点					—	78.0	68.8

※平均点60点以上を提案書特定の相手方とする。なお、両者とも基準を超えているため、より高い平均点を取った事業者を特定の相手方とした。

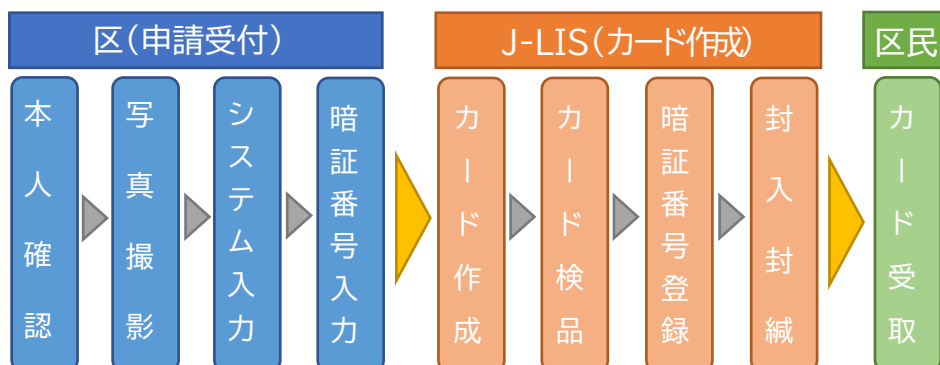
区民委員会報告資料

令和6年11月12日

件名	マイナンバーカードの特急発行・交付について
所管部課名	区民部戸籍住民課
内容	国は、現在1～2か月程度要しているマイナンバーカードの申請から交付までの手続きについて、マイナンバーカードと健康保険証の一体化にあたり速やかに交付するため、特急発行・交付の仕組み（原則1週間以内）を創出した。 ついては、区における対応について以下のとおり報告する。 1 受付開始日 令和6年12月2日（月） 2 受付場所 区役所 戸籍住民課（南館1階） 3 対象者 ① 新生児（1歳未満、写真は添付できない） ② 国外からの転入者 ③ カードを紛失した者 ④ 券面の追記欄が満欄となった者 ⑤ カードが失効・汚損された者 ⑥ 住民票コードが変更となった者 ⑦ 個人番号が変更となった者 ⑧ 刑事施設等からの出所者 ⑨ 元無戸籍者などで住民票に新しく記載された者 4 想定申請件数 1日あたり30件程度 5 申請から交付までの流れ (1) 特急発行・交付の創設による対応期間の変化 現在 区民 カード申請 J-LIS カード発行 カード郵送 足立区 交付前設定 交付通知書発送 区民 事前予約 カード交付 ↓ 特急発行交付 区民 足立区 窓口来庁 J-LIS カード申請 カード発行 交付処理 区民 カード受取 1～2か月程度 原則1週間以内

(2) 特急発行・交付の流れ

区窓口で申請受付を行った後、原則として1週間で国（J-LIS）が直接申請者（区民）に簡易書留で郵送交付を行う。



写真付き本人確認資料（運転免許証やパスポートなど）を提示できない場合
区が申請者の住所地に送付する「照会兼回答書※」を持参することで代用可能となる

※「照会兼回答書」を使用する場合の交付方法

ア 郵送交付を希望する場合

- (ア) 申請者が、区に「照会兼回答書」の郵送を希望する旨を連絡する
- (イ) 区が、申請者の住所地に「照会兼回答書」を郵送する
- (ウ) 申請者が、「照会兼回答書」を持参して通常通り特急発行の申請を行う
- (エ) 国が、申請者にマイナンバーカードを郵送交付する

1度の来庁で手続きが完了するが、2週間程度の日数を要する。

イ 早急にマイナンバーカードの交付を希望する場合

- (ア) 申請者が、窓口で特急発行・交付の申請を行う
- (イ) 同時に申請者が、区に「照会兼回答書」の郵送を依頼する
- (ウ) 区が、申請者の住所地に「照会兼回答書」を送付する
- (エ) 国が、区にマイナンバーカードを送付する
- (オ) 申請者が、「照会兼回答書」を窓口に持参し、本人確認後に交付する

1週間程度で交付できるが、2度来庁する必要がある。

(3) 足立区を経由しての交付

住所地への交付が困難な場合は、区を経由して交付することができる。

- ア DV被害者等、登録された住所地への郵送ができない場合
- イ 交付申請者が希望する場合
- ウ 顔認証マイナンバーカードを希望する場合

6 今後の方針

あだち広報やホームページに掲載して広く周知するとともに、母子健康手帳、あだち子育てガイドブックの配付時や出生届の提出時に該当者への周知を行う。

区民委員会報告資料

令和6年11月12日

件名	後期高齢者に係る資格確認書の職権交付の取り扱いについて						
所管部課名	区民部高齢医療・年金課						
内容	令和6年12月2日の後期高齢者医療被保険者証の廃止による対応について、令和6年9月27日に東京都後期高齢者医療広域連合から通知があったため、以下のとおり変更する。 1 変更内容 (1) 対象者 令和6年12月2日から令和7年7月31日までの期間、下記に該当する方 ア 75歳に到達して新規資格取得する方 イ 負担割合等券面情報に変更があった方 ウ 被保険者証の再交付を申請する方 (2) 内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th><th>変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マイナンバーカードと保険証との利用登録(ひもづけ)をしていない方には<u>資格確認書を交付する。</u></td><td>マイナンバーカードと保険証との利用登録(ひもづけ)の有無にかかわらず<u>資格確認書を交付する。</u></td></tr> <tr> <td>マイナンバーカードと保険証との利用登録(ひもづけ)をしている方には<u>資格情報のお知らせを交付する。</u></td><td>※ 上記1(1)ウ以外は申請によらず交付する。</td></tr> </tbody> </table> (3) 令和7年7月31日までに交付する資格確認書の有効期限 令和7年7月31日まで (4) 令和7年8月1日以降の資格確認書等の取り扱い ア マイナ保険証を保有している方 資格情報のお知らせを交付する。 イ マイナ保険証を保有していない方 資格確認書を交付する。 ※ 有効期限は、資格情報のお知らせ、資格確認書ともに令和9年7月31日までを予定している。 2 今後の方針 (1) 令和6年12月2日以降に、制度加入、被保険者証の情報に変更が生じた被保険者、及び被保険者証再交付申請者に対し、資格確認書の交付の際に、東京都後期高齢者医療広域連合で作成するリーフレットを同封し、周	変更前	変更後	マイナンバーカードと保険証との利用登録(ひもづけ)をしていない方には <u>資格確認書を交付する。</u>	マイナンバーカードと保険証との利用登録(ひもづけ)の有無にかかわらず <u>資格確認書を交付する。</u>	マイナンバーカードと保険証との利用登録(ひもづけ)をしている方には <u>資格情報のお知らせを交付する。</u>	※ 上記1(1)ウ以外は申請によらず交付する。
変更前	変更後						
マイナンバーカードと保険証との利用登録(ひもづけ)をしていない方には <u>資格確認書を交付する。</u>	マイナンバーカードと保険証との利用登録(ひもづけ)の有無にかかわらず <u>資格確認書を交付する。</u>						
マイナンバーカードと保険証との利用登録(ひもづけ)をしている方には <u>資格情報のお知らせを交付する。</u>	※ 上記1(1)ウ以外は申請によらず交付する。						

	知をする。 (2) 令和7年3月発行予定の長寿医療だよりにより、被保険者に周知をする。
--	---